

第67回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
1 松原幸作	市長 担当部長	<p><b>1 承認第4号 淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</b></p> <p>(1) 淡路市消防団員等公務災害補償条例第5条、第3項「433円」を「333円」に改正される対象者は何人か、金額的に原資はどの程度の減額か。</p> <p>(2) 第2号に該当する扶養親族の「367円」を「300円」に改正するにあたり、対象者数、減少額はどの程度か。</p> <p>(3) 扶養親族「217円」を「300円」に改正で増額対象者数と増額額はどの程度か。</p>
2 鎌塚 聡	市長 担当部長	<p><b>1 承認1号 淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</b></p> <p>(1) 改正後の61条の2、附則10条の2第12項について。</p> <p>ア 企業内保育や家庭的保育などに係る固定資産税減免について、今回規定する理由はなにか。</p> <p>イ 企業内保育や家庭的保育などに係る固定資産税減免対象となる固定資産の範囲は、保育に関連する部分か、その他にも影響するのか。</p> <p>ウ 企業内保育事業者の固定資産の課税標準を1/2、都市緑地法に係る部分の課税標準を2/3にする理由はなにか</p> <p><b>2 承認2号 淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</b></p> <p>(1) 現行1条にある情報通信技術利用事業が対象でなくなり、改正案では農林水産物等販売業が加わる。情報通信技術利用事業を残さない理由はなにか。</p> <p><b>3 承認3号 淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</b></p> <p>(1) 条例改正による対象世帯や人数、額はどのように試算しているか。</p> <p>(2) 専決処分にしなければならない理由はなにか。</p>